いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する 関係府省対策会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和6年1月31日 いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・ 「JKビジネス」問題等に関する 関係府省対策会議議長決定 令和7年10月10日 一部改正

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議の設置について(平成29年3月21日関係府省申合わせ)第3項の規定に基づき、いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長

構成員 内閣府大臣官房政府広報室参事官

警察庁生活安全局保安課長

消費者庁消費者政策課長

こども家庭庁支援局総務課長

総務省大臣官房企画課長

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省刑事局公安課長

法務省人権擁護局調查救済課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室長